

# TAINS

Tax Accountant Information Network System

SERIES TAINS 解体新書

## 取引相場のない株式のみなし譲渡 —株式の「その時における価額」—



依田 孝子〔大森〕

### はじめに

個人から法人へ贈与、遺贈及び著しく低い価額の対価による譲渡によって資産の移転があった場合は、その事由が生じた時に、「その時における価額」に相当する金額により、資産の譲渡があったものとみなされます（所法59①）。今回は、取引相場のない株式の「その時における価額」（客観的交換価値）について争われた判決をご紹介します。

### I. 株式と貸付金債権が同時に法人へ遺贈された場合

令3.5.21東京地裁  
(一部取消し) (確定) Z888-2382

#### <事案の概要>

亡甲は、遺言公正証書によりA社株式48万7066株及びA社に対する貸付金債権16億円余をA社に遺贈しました。甲の妻は、A社株式1株当たりの純資産価額を算定するに当たり、貸付金債務をA社の負債に計上せず、同価額を3534円と算定して、平成25年分所得税等の準確定申告をした後、貸付金債務をA社の負債に計上して同価額を1326円と算定して更正の請求をしましたが、処分行政庁は、負債の計上を認めず、同価額を2192円と算定して更正処分をしました。原告(妻の相続人)は、更正処分の一部取消しを求めて出訴しました(本件訴訟での1株当たり価額の主張額は1344円)。

#### <裁判所の判断>

東京地裁では、次のとおり判断し、原告の請求をほぼ認容しました。

- ① 譲渡所得に対する課税においては、資産の譲渡は課税の機会にすぎず、その時点において所有者である譲渡人の下に生じている増加益に対して課税されることとなるところ、所得税法59条1項は、同項各号に掲げる事由により譲渡所得の基となる資産の移転があった場合に当該資産についてその時点において生じている増加益の全部又は一部に対して課税できなくなる事態を防止するた

め、「その時における価額」に相当する金額により資産の譲渡があったものとみなすこととしたものと解される。

- ② 譲渡所得に対する課税の趣旨に照らせば、A社のような株式保有特定会社の株式の譲渡に係る譲渡所得に対する課税においては、譲渡人が当該株式を保有していた当時における株式保有特定会社の各資産及び各負債の価額に応じた評価方法を用いるべきものと解され、そうすると、株式保有特定会社の1株当たりの純資産価額(相続税評価額によって計算した金額)の計算は、当該譲渡の直前におけるその各資産及び各負債の価額に基づき行うべきであると解するのが相当である。
- ③ 被告は、遺贈の直前においてはもはや甲により遺言の一部が撤回されることは考えられず、貸付金債権がA社に移転して混同により消滅することが確実であった旨主張するが、遺言者の生存中は遺贈を定めた遺言によって何らの法律関係も発生しないのであって、受遺者とされた者は、何らの権利を取得するものではなく、単に将来遺言が効力を生じたときは遺贈の目的物である権利を取得することができる事実上の期待を有する地位にあるにすぎないから、遺言が作成されてからその効力が発生するまでの間において、遺贈の目的である権利が受遺者とされた者に移転することが確実であるとは通常は考え難いというべきである。
- ④ また、貸付金債務が遺贈の直前においてまだ存在していた以上、被告が主張するA社株式の価額の増加部分(遺贈に伴う貸付金債務の消滅により生ずる価値の増加部分)は、そもそも遺贈の時点において譲渡人である甲の下に生じている増加益ではないから、譲渡所得に対する課税の対象にはならないものである。
- ⑤ 以上によれば、被告の主張は採用することができず、A社株式の「その時における価額」をその1株当たりの純資産価額によって算定するに

当たって、貸付金債務をA社の負債として計上すべきである。

### II. 法人が自己株式を低額で取得・処分した場合

令4.2.14東京地裁  
(棄却) Z888-2419

#### <事案の概要>

A社は、代表取締役(甲)から、A社株式5000株を1株当たり1500円(額面の3倍)で取得(本件取引1)した上で、取締役兼営業部長である甲の長男(乙)に同額で譲渡(本件取引2)しました。同様に、A社は、同社の元取締役から、A社株式1万1460株を取得した上で、乙に譲渡(本件取引3)しました。本件は、A社の自己株式の取得及び処分を介する取引について、処分行政庁から、甲はみなし譲渡(所法59①二)に該当するとして、乙は享受した経済的な利益が給与等に該当するとして更正処分を受け、A社は源泉所得税の納税告知処分を受けたことから、その取消しを求めた事案です。

#### <裁判所の判断>

東京地裁では、次のとおり判断し、甲、乙及びA社の請求を棄却しました。

- ① 所得税基本通達59-6の規定による評価方法は、当該株式の客観的交換価値を算定する評価方法として一般的な合理性を有するものと認められるから、その評価方法によって算定された価額は、特別な事情がある場合でない限り、その金額をもって、所得税法59条1項の「その時における価額」と認めることができるものと解される。
- ② 本件取引1の時における価額を所得税基本通達59-6の規定による評価方法により算定すると、1株当たり1万7577円になるところ、特別な事情は見当たらないから、この金額をもって、所得税法59条1項の「その時における価額」と認めるのが相当である。
- ③ 本件取引1は、上記の金額の2分の1に満たない金額(1株当たり15

00円)によりA社株式5000株を譲渡したものであり、所得税法59条1項2号の「著しく低い価額の対価として政令で定める額による譲渡」に該当するものと認められるから、同項の規定を適用したことをもって、甲の更正処分が違法なものであることはできない。

- ④ これに対し、甲は、本件取引1については、A社が自己株式を取得したもので、いわゆる資本等取引として整理されるものであるから、資産の譲渡をしたとは認められないなどと主張するが、資本等取引の概念は、法人税法上のものにとどまり、ある発行会社が自己株式を取得した場合であっても、その相手方である個人からみれば、保管期間中の増加益を観念することができ、譲渡所得に対する課税の趣旨が妥当するものと解されるから、甲の主張は、その前提を欠くものといえる。

⑤ 本件取引2及び3については、乙がA社の取締役としての地位に基づいてA社からその株式を取得したものと認められるから、それにより乙が享受した取引時の価額と実際の対価の額の差額に相当する経済的な利益についても、その地位に基づく労務の対価として支給されたものと解するのが相当である。

⑥ この経済的な利益は所得税法28条1項の「給与等」に該当するものと認められるから、同項の規定を適用したことをもって、乙の更正処分及びA社の納税告知処分が違法なものであることはできない。

### おわりに

TAINSで、上記の判決を検索する場合は、〔細かい条件を指定して検索〕⇒〔TAINSキーワード〕欄に、「取引相場のない株式」、「みなし譲渡」などの検索ワードを入力します。

TAINSの入会に関するお問い合わせは、データベース事務局へ  
TEL 03-5496-1195

会計事務所の  
システムなら

# MJS

## ミロク情報サービス

- 特長1 会計事務所向けERPで、顧問先情報の一元管理を実現。会計事務所の機動力を強化。
- 特長2 各種システムの連携で顧問先の早期決算を実現。自計化も支援。
- 特長3 全国対応!安心して導入・運用できる環境や業務効率化の実現をワンストップで提供。



MJS 株式会社ミロク情報サービス

MJS 会計事務所向け

検索